

障害児入所施設における18歳以上入所者
（いわゆる「過齡児」）の移行に係る
報酬・基準について
論点等

障害児入所施設共通に係る報酬・基準について

障害児入所施設共通に係る論点

- 論点1 障害児入所施設の18歳以上の入所者の地域移行について
- 論点2 ソーシャルワーカーの配置について **【再掲】**
- 論点3 自活訓練加算の見直しについて

【論点1】 障害児入所施設の18歳以上の入所者の地域移行について

現状・課題

本件については、10月19日の社会保障審議会障害者部会で報告済み

平成22年の児童福祉法の改正(平成24年施行)において、18歳以上の障害者については、就労支援施策や自立訓練を通じ、地域移行を促進するなど、大人としてふさわしい、より適切な支援を行っていくため、障害者施策で対応することとされた。一方、施行後直ちに指定基準を満たすことが困難な場合もあり、現に障害児入所施設に入所している18歳以上の者が退所させられないことがないよう、障害児入所施設の指定を受けていることをもって、障害者支援施設の指定基準を満たすものとみなす旨などの「みなし規定」を設け、平成23年10月31日に行われた厚生労働省の全国障害保健福祉関係主管課長会議で、その期限を平成30年3月末と示した。

その後、都道府県等に移行を促進するよう依頼してきたものの、特に都市部において、強度行動障害者等の障害福祉サービスでの支援の提供の場が不足している状況等があることから、みなし規定の期限を3年間延長し、令和3年3月31日までとすることを平成29年3月8日に行われた全国障害保健福祉関係主管課長会議で示すとともに、基準省令の附則に経過措置を規定した。

平成31年に厚生労働省が有識者や関係者を参集して開催した「障害児入所施設の在り方に関する検討会」で取りまとめられた報告書(令和2年2月)においては、「みなし規定の期限(令和3年3月31日まで)を、これ以上延長することなく成人期にふさわしい暮らしの保障と適切な支援を行っていくべき」との提言された。

また、「22歳くらいまでの柔軟な対応や強度行動障害など本人の障害特性等のために地域や他施設での生活がどうしても困難である場合における対応も含めて検討すべき」とされた。

引き続き令和3年3月31日までの間、都道府県及び市町村において、地域又は成人施設への移行の最大限の努力を継続することとなるが、同日までにそれでもなお、移行が困難な者が想定される。(令和2年7月時点の未移行者446人)

一方、こうした移行が困難な者の受け入れ先調整や今後とも毎年18歳以上に達する障害者の移行を図っていく必要があることから、現入所施設だけでなく、都道府県や市町村、移行先となりうる成人施設等の関係者団体等との連携による、移行調整の枠組みが必要。

また、移行が困難な者は、強度行動障害など受け皿が十分でない専門的ケアを必要とする者も多いこと、当該者の希望・状況によっては現入所施設に隣接した地域での受け入れが望ましいこと等から新たにグループホーム等の移行先を整備する必要があるケースもあると考えられる。こうした点も含め、移行先の調整・受け皿整備の有効な方策を丁寧に整理し、円滑な移行を進めていくことが必要。



- こうした状況を踏まえ、速やかに、新たな移行調整の枠組み等を議論する実務者のオンライン協議の場(p4参照)を厚生労働省に設け、令和3年夏までを目途に結論を得ることとする。
- また、現入所者が移行先が決まらないまま退所を迫られることのないようにするため、現在、障害児入所施設に入所中の者に対しては、一定期間()、特例的に「経過的施設入所支援サービス費」及び「経過的な生活介護サービス費」を支給する方向で、所要の法令改正(報酬告示等)を検討。
() 新たな移行調整の枠組み等の議論に要する期間を考慮し、令和2年度末段階で、いったん令和3年度末までを支給期間として法令改正を行う。その後、新たな移行調整の枠組みの結論を得る中で、最終的な支給期限を検討するが、施設整備等の準備に要する期間を考慮し、すべての対象者が円滑に移行可能となるよう必要な期間を設ける。

論 点

障害児入所施設に入所する児・者で、強度行動障害のある方の地域移行の促進をどう考えるか。

検討の方向性

強度行動障害のある方の地域移行の促進の全体像については、別の場で検討をするものの、障害児入所施設に入所する児・者をはじめとする強度行動障害のある方がグループホームへ移行する際に、その行動特性への対応として専門性と入念な受入準備を必要とするため、強度行動障害の方がグループホームで体験利用を行う場合に、強度行動障害支援者養成研修・行動援護従業者養成研修の修了者を配置しているグループホームに関しては一定の加算で評価してはどうか。その際、強度行動障害者地域移行特別加算を参考に検討してはどうか。

社会保障審議会障害者部会における主なご意見について

過齢児問題について、基本的に今回の提案は、大変残念だが、やむを得ないのかと思っている。1年間また延びたということは、問題がまた非常に深刻化するおそれがある。ただ、これだけの過齢の方が残っているということなので、一人一人が戸惑うことがないように、準備期間として1年程度を設けることは賛成。

今回、都道府県も含めた調整機関をつくっていただいたことも評価したいので、今後の方向性に期待をしている。30歳以上の方もいるということは、ある面では大変な問題だと思うので、早期に解決できるような施策を実行していただきたい。

過齢児問題について、経過措置が令和3年度末までと書いているが、このままずると経過措置を延ばしてほしくない。できるだけ速やかに解決に結びつけるようにしていただきたい。ただ、それによって、現状でも不足している児童の短期入所が減ってしまうのではないかと懸念している。入所者の人数が減ればいい、ハード面が整備されればいいというものではなく、家族を支えていく仕組みが必要ではないかと思う。移行の仕組みづくりも大切だが、それ以上に行動障害に対応できる人材の育成であったり、バックアップ体制を急務として頂きたい。

過齢児問題について、知的障害の方の話が中心だが、入所施設から入所施設という幅広い選択肢は、色々と検討されていると思うが、まずはその点をぜひしっかりと考えていただきたい。

私どもの施設は身体中心で、医療的ケアが必要な方を多く入れているが、最近は行動障害を持った方の受入れも始めている。職員のスキルとか体制的にいろいろと大変ではあるが、今後は検討会をさらに実務的に進められるということであれば幅広くそういったフィールドを広げて、メンバーを選んでもらうと良いと思う。

過齢児問題について、質問というか、調査をしていただきたい、という提案である。

児者転換施設で行われた、成人の施設になった施設できちんと意思決定支援が行われているかどうかということを確認いただきたい。入所されている方の多くが児童期、子供の時代に施設に入所し、一般的な社会経験もないままに、今度は施設運営側の都合によって児者転換が行われて、御本人たちがどこに居所を構えるかということに対しては、意思決定支援が必要。

過齢児問題については、医療型入所施設でも同様の問題がある。今回、成人施設への移行に際して、多くの労力がかかるということを考慮して、ケースワーカーの配置に関して医療型も含めて評価を検討していただいているということはあるが、スムーズな移行を支援していただくスキームは、医療型についても御検討いただきたい。

社会保障審議会障害者部会で頂いたご意見を事務局において整理したもの

強度行動障害者地域移行特別加算 算定要件 300単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に1年以上入所していた者であって当該施設等を退所してから1年以内のもののうち、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者に対し、共同生活援助計画又は日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の6の重度障害者支援加算を算定している場合は、算定しない。

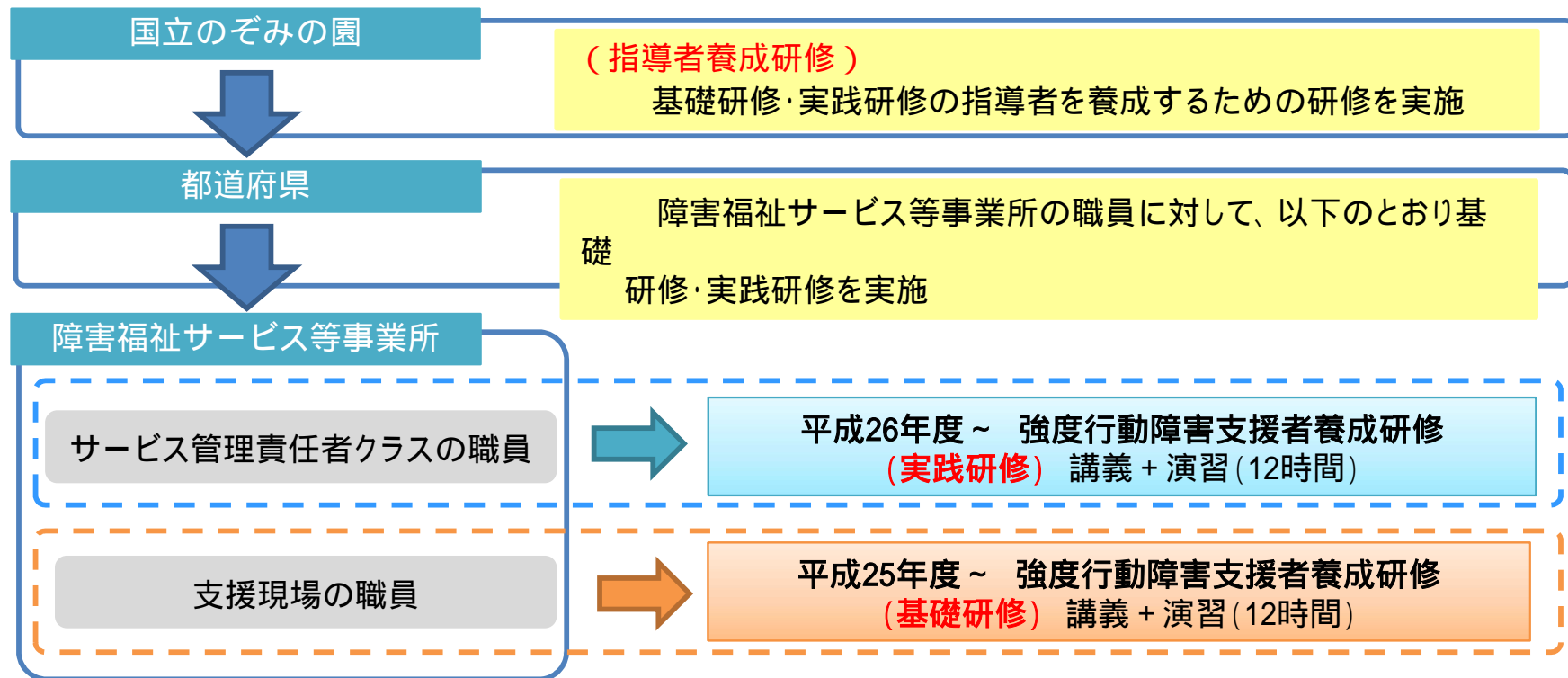
共同生活援助サービス費(体験利用)

区分	障害支援区分					
	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1 以外
○ 日中の就労又は就労継続支援等のサービスを利用している障害者に対し、地域生活を営む住居において、日常生活上の相談、介護等のサービスを提供し、これに伴う報酬を設定する。						
共同生活援助サービス費()	691単位	577単位	497単位	411単位	322単位	272単位
○ 重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保する日中サービス支援型共同生活援助サービスについては、次のとおり設定する。						
日中サービス支援型共同生活援助サービス費()	1,128単位	1,012単位	931単位	747単位		
○ 日中サービス支援型共同生活援助サービスのうち、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者へのサービス提供については、次のとおり設定する。						
日中サービス支援型共同生活援助サービス費()	934単位	818単位	737単位	650単位	486単位	427単位

強度行動障害支援者養成研修について

強度行動障害を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどを特徴としているため、現状では事業所の受入れが困難であったり、受入れ後の不適切な支援により、利用者に対する虐待につながる可能性も懸念されている。

一方で、施設等において適切な支援を行うことにより、他害行為などの危険を伴う行動の回数が減少するなどの支援の有効性も報告されていることから、地域生活支援事業において、強度行動障害を有する者に対して適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする体系的な研修を実施しているところ。



【論点2】 ソーシャルワーカーの配置について

第17回 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム
資料 再掲

現状・課題

令和2年2月にまとめられた「障害児入所施設の在り方に関する検討会報告書」では、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設において、障害児を里親やファミリーホームの施策の活用による家庭的な養育環境の推進の必要性や、入所児童が18歳になり退所して地域の障害者支援施設等に移行していくため、地域の様々な社会資源等と有機的に結びつけるなどのソーシャルワークの必要性が挙げられた。

福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設における退所に向けた取組を報酬上評価するものとしては、自活訓練加算、地域移行加算がある。

自活訓練加算: 訓練により自活が可能になると見込まれる障害児に対して、必要な訓練を行った場合、1人につき180日を限度に加算(支給決定期間中、原則1回。さらに必要な場合は2回を限度)

・同一敷地内に自活訓練の居室がある場合 377単位/日

・同一敷地内に自活訓練の居室を確保することが困難な場合 448単位/日

地域移行加算: 退所する障害児に対し、退所後の居住の場の確保、在宅サービスの利用調整等を行った場合 500単位
(入所中2回、退所後1回を限度)

論 点

地域移行に向けた支援として、入所児童とその家族のニーズを把握・発見し、生活上の課題の解決に向けて必要な支援を有機的に結びつけるためにはソーシャルワーク機能は重要であるため、ソーシャルワーカーの配置についてどのように考えるか。

検討の方向性

施設入所の際や退所して地域へ移行する際に家庭や地域と連携して支援を専門に行うソーシャルワーカーを専任配置した場合に報酬上、評価してはどうか。

その際、配置されるソーシャルワーカーについて、どのような要件が考えられるか検討してはどうか。(社会福祉士など)

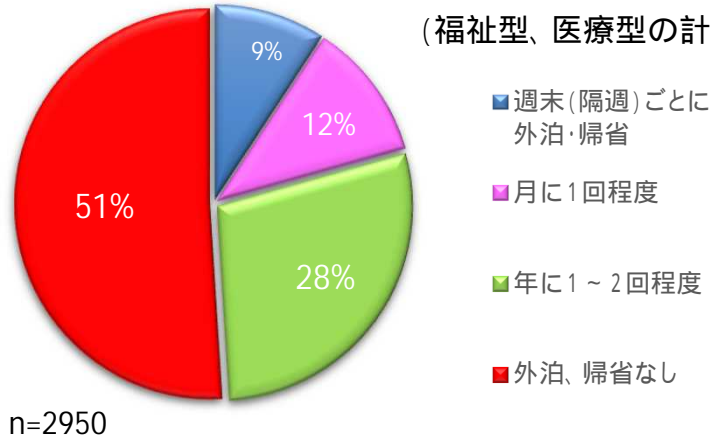
家庭外泊、帰省の状況

現 状

外泊、帰省(平成27年4月～28年3月実績)は外泊、帰省なしが措置では51%、契約15%。加えて、年に1～2回程度が措置、契約共に28%となっている。理由として一番多いのは、家庭状況から帰せないが57%となっている。

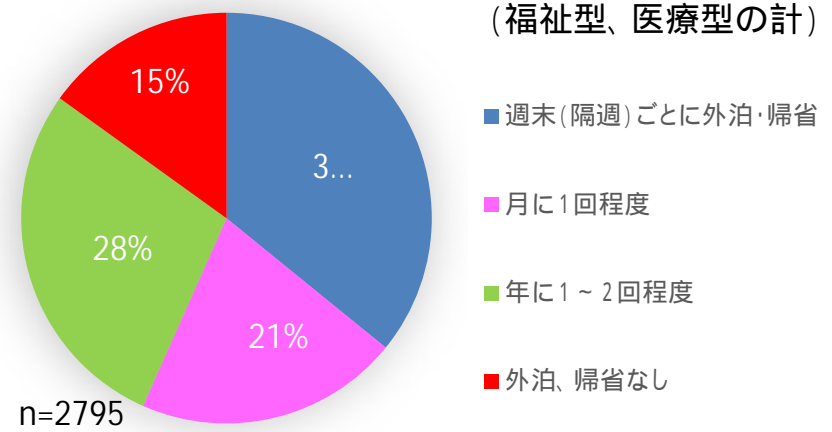
家庭外泊、帰省の状況(措置)

(福祉型、医療型の計)

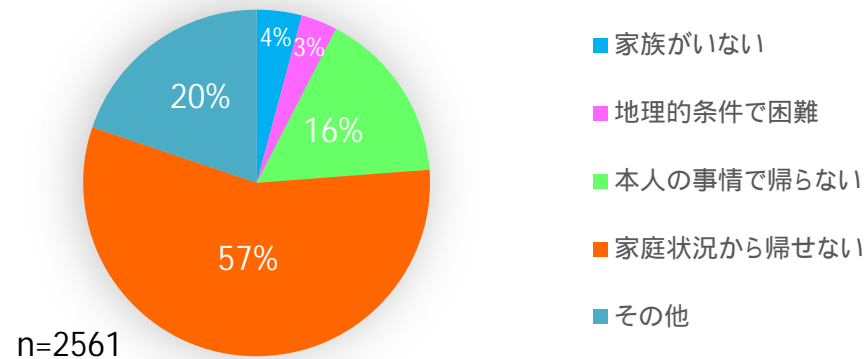


家庭外泊、帰省の状況(契約)

(福祉型、医療型の計)



外泊、帰省なしの理由



出典：障害児入所施設の在り方に関する検討会
平成28・29年度厚生労働科学研究事業「障害児入所支援の質の向上を検証するための研究」総合研究報告書より

障害児入所施設における18歳以上入所者(いわゆる「過齡児」)の移行について

1. 現状・課題

平成22年の児童福祉法の改正(平成24年施行)において、18歳以上の障害者については、就労支援施策や自立訓練を通じ、地域移行を促進するなど、大人としてふさわしい、より適切な支援を行っていくため、障害者施策で対応することとされた。

一方、施行後直ちに指定基準を満たすことが困難な場合もあり、現に障害児入所施設に入所している18歳以上の者が退所させられないよう、平成30年3月末までの間、障害児入所施設の指定を受けていることをもって、障害者支援施設又は療養介護の指定基準を満たすものとみなしてきた。

その後、都道府県及び市町村が連携を図り、移行を促進することとしてきたものの、特に都市部において、強度行動障害者等の障害福祉サービスでの支援の提供の場が不足している状況等があることから、みなしの期限を3年間延長し、令和3年3月31日までとした経過がある。

さらに、「障害児入所施設の在り方に関する検討会」最終報告(令和2年2月)においては、「入所施設の中に児童と大人が混在することにより、年齢に合った児童集団の形成が困難であり、また年齢に合わせたきめ細かい支援体制の確保ができないなど支援の質が低下するおそれがある」等が指摘された上で、「みなし規定の期限(令和3年3月31日まで)を、これ以上延長することなく成人期にふさわしい暮らしの保障と適切な支援を行っていくべき」と提言された。

また、「22歳くらいまでの柔軟な対応や強度行動障害など本人の障害特性等のために地域や他施設での生活がどうしても困難である場合における対応も含めて検討すべき」とされた。

2. 検討の方向性(案)

引き続き令和3年3月31日までの間、都道府県及び市町村において、地域又は成人施設への移行の最大限の努力を継続することとなるが、同日までにそれでもなお、移行が困難な者が想定される。(令和2年7月時点の未移行者446人)

一方、こうした移行が困難な者の受け入れ先調整や今後とも毎年18歳以上に達する障害者の移行を図っていく必要があることから、現入所施設だけでなく、都道府県や市町村、移行先となりうる成人施設等の関係者団体等との連携による、移行調整の枠組みが必要。

また、移行が困難な者は、強度行動障害など受け皿が十分でない専門的ケアを必要とする者も多いこと、当該者の希望・状況によっては現入所施設に隣接した地域での受け入れが望ましいこと等から新たにグループホーム等の移行先を整備する必要があるケースもあると考えられる。こうした点も含め、移行先の調整・受け皿整備の有効な方策を丁寧に整理し、円滑な移行を進めていくことが必要。

- こうした状況を踏まえ、速やかに、新たな移行調整の枠組み等を議論する実務者のオンライン協議の場(●p3参照)を厚生労働省に設け、令和3年夏までを目途に結論を得ることとする。
- また、現入所者が移行先が決まらないまま退所を迫られることのないようにするため、現在、障害児入所施設に入所中の者に対しては、一定期間(●)、特例的に「経過施設入所支援サービス費」及び「経過的生活介護サービス費」を支給する方向で、所要の法令改正(報酬告示等)を検討。
 - () 新たな移行調整の枠組み等の議論に要する期間を考慮し、令和2年度末段階で、いったん令和3年度末までを支給期間として法令改正を行う。その後、新たな移行調整の枠組みの結論を得る中で、最終的な支給期限を検討するが、施設整備等の準備に要する期間を考慮し、すべての対象者が円滑に移行可能となるよう必要な期間を設ける。

上記の他、円滑な移行支援に向けて、障害児入所施設へのソーシャルワーカーの専任配置等の報酬上の評価等を検討。

< 実務者のオンライン協議の場のイメージ・論点(案) >

(1) 厚生労働省に設ける実務者のオンライン協議の場の構成

都道府県

市町村

障害児入所施設の関係者

移行先となりうる成人施設等の関係者

を中心に検討。

(2) 主な協議事項

都道府県等での新たな移行調整の枠組み

都道府県・市町村・障害児入所施設関係者・成人施設関係者等の協議会等による、障害児の移行先調整・自立支援のシステム、その実務フロー等

移行先の調整・受け皿整備の有効な方策

グループホーム等の整備、障害児入所施設の成人施設への転換(現入所者の大多数が18歳以上の場合)やグループホーム等の併設等

(3) スケジュール

令和2年12月 協議開始

令和3年6～7月 結論

その後、必要な法令改正(報酬告示等)を実施

障害児入所施設の移行に関する今後の方針

【障害保健福祉関係主管課長会議(平成29年3月8日)資料抜粋】

15 障害児支援について

(4) 障害児入所施設の移行について

平成22年の児童福祉法の改正(平成24年施行)において、18歳以上の障害者については、就労支援施策や自立訓練を通じ、地域移行を促進するなど、大人としてふさわしい、より適切な支援を行っていくため、障害者施策で対応することとしたところである。一方、平成23年10月31日に行われた障害保健福祉関係主管課長会議でお示したとおり、施行後直ちに指定基準を満たすことが困難な場合もあり、現に障害児入所施設に入所している18歳以上の者が退所させられないよう、障害児入所施設の指定を受けていることをもって、障害者支援施設又は療養介護の指定基準を満たすものとみなす旨などの「みなし規定」を設け、その期限を平成30年3月末とお示したところである。

これまで、障害児入所施設の移行予定状況等について障害保健福祉関係主管課長会議において示し、地域移行の促進をお願いしてきたところであるが、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設等のそれぞれの状況を鑑み、今後の方針を次のとおりとする予定である。

【福祉型障害児入所施設】

福祉型障害児入所施設については、特に都市部において、強度行動障害者等の障害福祉サービスでの支援の提供の場が不足している状況等に鑑み、みなし規定の期限を、3年延長し、平成33年3月31日までとする。

【医療型障害児入所施設等】

平成26年の「障害児の在り方に関する検討会」報告書において、「障害児入所施設と療養介護が一体的に実施できる事業所指定の特例措置を恒久的な制度にする必要がある」とされたことから、医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関については、入所者の年齢や状態に応じた適切な日中活動を提供していくことを前提に、医療型入所施設と療養介護の両方の指定を同時に受ける、現行のみなし規定を恒久化する。

(5) 都道府県と市町村が連携した移行支援

障害児に対する障害児通所支援や障害児入所支援から、障害者に対する障害福祉サービスへ円滑に支援の移行が図られるよう、都道府県と市町村は緊密な連携を図る必要がある。

特に、障害児入所支援については、都道府県と市町村は連携を図り、障害児入所施設や障害福祉サービス事業所等と協力しながら、今後、毎年度、継続して移行支援が図られるよう、指定障害児入所等へ入所した後から、退所後の支援を見据え、連絡調整を図っていくことが必要である。

このため、今般、上記の内容を障害福祉計画及び障害児福祉計画に関する基本指針に盛り込むこととしており、都道府県及び市町村が主体となり、障害児入所施設や障害福祉サービス事業所等の協力を得ながら、障害児入所施設の入所児童の実態を把握しつつ、入所者の円滑な支援の移行が図れる地域支援の体制づくりを進めていただきたい。

【論点3】 自活訓練加算の見直しについて

現状・課題

平成31年に厚生労働省が有識者や関係者を参集して開催した「障害児入所施設の在り方に関する検討会」で取りまとめられた報告書(令和2年2月)において、

「入所児童が円滑に地域生活に移行していけるようにするため、早い段階から退所後を見据えた支援に取り組むことが必要である。」と提言されている。

地域での自立生活に必要な基本的生活の知識・技術について一定期間集中して個別指導を行うものとして、「自活訓練加算」があるが、運用面で利用しづらいとの指摘がある。

令和2年7月国保連データ

自活訓練加算() 事業所数:4、利用人数:11

自活訓練加算() 事業所数:0、利用人数:0

論 点

障害児入所施設において、入所児童の移行を児童本人が安心してスムーズに行えるようにすることを考えた時に、早い段階からの退所後を見据えた支援についてどう考えるか。

【論点3】 自活訓練加算の見直しについて

検討の方向性

自活訓練加算について、例えば以下のような要件の見直しを検討してはどうか。

- ・現行の実施時期は、特別支援学校等の卒業後の進路に合わせて設定することが目安とされているが、個々の児童への訓練の必要な時期に応じて、設定の目安を高校入学から措置延長も考慮し20歳までの間で柔軟に設定できるよう見直しを検討してはどうか。
- ・実施期間については、同一の給付決定期間中に、6月間(180日)を1回(さらに継続の必要がある場合は2回)算定可能としているが、児童の状態によっては短期間の体験を積み重ねた方が安定する場合や長期間訓練を重ねた方が良い場合などがあるため、3年程度の期間の中で柔軟に期間の設定が出来るように検討してはどうか。
- ・実施場所に関して、敷地外においては当該建物に隣接した借家等としているところを、児童の移行予定先の環境により近い状態で訓練が出来るよう、適切な支援が確保される範囲で環境を柔軟に設定できるよう検討してはどうか。

福祉型障害児入所施設

3 自活訓練加算(1日につき)

イ 自活訓練加算() 337単位

ロ 自活訓練加算() 448単位

注

1 6月間程度の個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。)が認めた障害児(知的障害児又は自閉症児に限る。以下この3において同じ。)に対し、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する自活に必要な訓練(以下「自活訓練」という。)を行った場合に、当該障害児1人につき180日間を限度として所定単位数を加算する。

2 イについてはロ以外の場合に、ロについては自活訓練を行うための居室をそれ以外の居室がある建物の同一敷地内に確保することが困難である場合であって、当該建物に隣接した借家等において自活訓練を行ったときに、それぞれ所定単位数を加算する。

3 同一の障害児について、同一の給付決定期間(法第24条の3第6項に規定する給付決定期間をいう。以下同じ。)中1回(さらに継続して自活訓練を行う必要があると認められる障害児にあっては、2回)を限度として加算する。

医療型障害児入所施設

2 自活訓練加算(1日につき)

イ 自活訓練加算() 337単位

ロ 自活訓練加算() 448単位

注

1 6月間程度の個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると都道府県が認めた障害児(自閉症児に限る。以下この2において同じ。)に対し、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する自活訓練を行った場合に、当該障害児1人につき180日間を限度として所定単位数を加算する。

2 イについてはロ以外の場合に、ロについては自活訓練を行うための居室をそれ以外の居室がある建物の同一敷地内に確保することが困難である場合であって、当該建物に隣接した借家等において自活訓練を行ったときに、それぞれ所定単位数を加算する。

3 同一の障害児について、同一の給付決定期間中1回(さらに継続して自活訓練を行う必要があると認められる障害児にあっては、2回)を限度として加算する。